

(案)

柏崎市地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和3年(2021年) 月修正

新旧対照表

柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）

第1章 総則

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本市における他の災害対策との関係</p> <p>この計画は、「柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については柏崎市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（地震・津波災害対策編）に<u>拠る</u>ものとし、武力攻撃等に起因する「武力攻撃等による原子力災害」の対応は、柏崎市国民保護計画で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節 計画の周知徹底 (略)</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 (略)</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故（発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象等をいう。）を想定する。 なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。</p> <p>1、2 (略)</p> <p>第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲</p> <p>本市において原子力災害対策を実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、市内全域とし、以下のとおり発電所の中</p>	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本市における他の災害対策との関係</p> <p>この計画は、「柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については柏崎市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（地震・津波災害対策編）に<u>よる</u>ものとし、武力攻撃等に起因する「武力攻撃等による原子力災害」の対応は、柏崎市国民保護計画で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節 計画の周知徹底 (略)</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 (略)</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故（発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象等をいう。）を想定する。 なお、防護対策を実施するに<u>当たって</u>留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。</p> <p>1、2 (略)</p> <p>第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲</p> <p>本市において原子力災害対策を<u>重点的に</u>実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、市内全域とし、以下のとおり発</p>	<p>文字の修正</p> <p>文字の修正</p> <p>用語の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>心からの距離等に応じて、必要な措置を講じるなど住民等の安全の確保に万全を期する。</p> <p>なお、原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針において示されている目安を<u>ふ</u>まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、次のとおりとする。</p> <p>1 即時避難区域 即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone、以下「即時避難区域（PAZ）」という。）は、発電所からおおむね半径5キロメートル圏の次の地区コミュニティの区域とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難準備区域 避難準備区域UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone、以下「避難準備区域（UPZ）」という。）は、即時避難区域（PAZ）を除く全ての地区コミュニティの区域とする。</p> <p>第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。</p> <p>このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。</p>	<p>電所の中心からの距離等に応じて、必要な措置を講じるなど住民等の安全の確保に万全を期する。</p> <p>なお、原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針において示されている目安を<u>踏</u>まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、次のとおりとする。</p> <p>1 即時避難区域 即時避難区域（<u>予防的防護措置を準備する区域</u>、PAZ：Precautionary Action Zone、以下「即時避難区域（PAZ）」という。）は、発電所からおおむね半径5キロメートル圏の次の地区コミュニティの区域とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難準備区域 避難準備区域（<u>緊急防護措置を準備する区域</u>、UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone、以下「避難準備区域（UPZ）」という。）は、即時避難区域（PAZ）を除く全ての地区コミュニティの区域とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、このうち、原子力災害対策重点区域について、本市のほか、即時避難区域（PAZ）を刈羽村、避難準備区域（UPZ）を長岡市の一部、小千谷市、十日町市の一部、見附市、燕市の一部、上越市の一部、出雲崎町とし、避難準備区域（UPZ）の外の地域を放射線量監視地域（UPZ外）としている。</u></p> <p>第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。</p> <p>このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。</p> <p>1 情報収集事態 <u>本市又は刈羽村（本市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近傍の市町の震度を用いる。）で震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生した段階、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階。</u></p>	<p>文字の修正</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>県計画の反映</p> <p>国の原子力災害対策マニュアルの反映（記述の明確化）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>1 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態要避難者（<u>避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者等（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）</u>）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p> <p>この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。</p> <p>2 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p> <p>この段階において、市は原子力災害<u>災害</u>対策本部を設置する。</p> <p>3 全面緊急事態</p> <p>発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化する及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</p> <p>この段階においても、市は原子力災害<u>災害</u>対策本部を設置する。</p> <p>第8節 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p><u>この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。</u></p> <p>2 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p> <p>この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。 <u>施設敷地緊急事態要避難者は、即時避難区域（PAZ）において、次のいずれかに該当する者をいう。</u> <u>○要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を有する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。以下同じ。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u> <u>○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの</u> <u>(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u> <u>(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</u></p> <p>3 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p> <p>この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。</p> <p>4 全面緊急事態</p> <p>発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化する及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</p> <p>この段階においても、市は原子力災害対策本部を設置する。</p> <p>第8節 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>番号繰下げ</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>番号繰下げ</p> <p>文言の整理</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>文言の整理</p>

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
柏崎市	1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること	防災・原子力課
	2 通信連絡網の整備に関すること	〃
	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃
	6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃
	7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃
	8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃
	9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	総合企画部
	10 緊急時モニタリングへの協力に関すること	市民生活部
	11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること	防災・原子力課
	12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	福祉保健部
	13 飲食物、飲料水及び地域生産物の摂取制限に関すること	上下水道部 産業振興部
	14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	産業振興部
	15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	産業振興部
	16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること	都市整備部
	17 輸送車両の確保及び配車に関すること	防災・原子力課 財務部
	18 必要物資の調達に関すること	防災・原子力課 産業振興部
	19 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	上下水道部 産業振興部
	20 市が管轄する防災業務関係者の被ばく管理に関すること	防災・原子力課 総合企画部
	21 汚染物質の除去及び除染に関すること	防災・原子力課 市民生活部
	22 各種制限措置の解除に関すること	防災・原子力課 産業振興部 上下水道部
	23 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること	防災・原子力課 市民生活部 産業振興部
	24 風評被害等の影響の軽減に関すること	産業振興部
	25 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること	産業振興部
	26 心身の健康相談に関すること	福祉保健部
	27 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	文教部
	28 児童、生徒の屋内退避及び避難に関すること	文教部
	29 学校施設の屋内退避施設としての使用協力に関すること	文教部

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
柏崎市	1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること	防災・原子力課
	2 通信連絡網の整備に関すること	〃
	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃
	6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃
	7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃
	8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃
	9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	総合企画部
	10 緊急時モニタリングへの協力に関すること	市民生活部
	11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること	防災・原子力課
	12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	福祉保健部
	13 飲食物、飲料水及び地域生産物の摂取制限に関すること	上下水道部 産業振興部
	14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	産業振興部
	15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	産業振興部
	16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること	都市整備部
	17 輸送車両の確保及び配車に関すること	防災・原子力課 財務部
	18 必要物資の調達に関すること	防災・原子力課 産業振興部
	19 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	上下水道部 産業振興部
	20 市が管轄する防災業務関係者の被ばく管理に関すること	防災・原子力課 総合企画部
	21 <u>放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）</u> の除去及び除染に関すること	防災・原子力課
	22 各種制限措置の解除に関すること	防災・原子力課 産業振興部 上下水道部
	23 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること	防災・原子力課 市民生活部 産業振興部
	24 風評被害等の影響の軽減に関すること	産業振興部
	25 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること	産業振興部
	26 心身の健康相談に関すること	福祉保健部
	27 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	文教部
	28 児童、生徒の屋内退避及び避難に関すること	文教部
	29 学校施設の屋内退避施設としての使用協力に関すること	文教部

修正前			修正後			修正理由
新潟県			新潟県			
1	新潟県防災会議原子力防災部会に関する事	原子力安全対策課	1	新潟県防災会議原子力防災部会に関する事	原子力安全対策課	組織改編の反映
2	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関する事	"	2	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関する事	"	
3	原子力防災に関する訓練の実施に関する事	"	3	原子力防災に関する訓練の実施に関する事	"	
4	通信連絡網の整備に関する事	"	4	通信連絡網の整備に関する事	"	
5	原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事	"	5	原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事	"	
6	発電所周辺地域における環境条件の把握に関する事	"	6	発電所周辺地域における環境条件の把握に関する事	"	
7	原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関する事	"	7	原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関する事	"	
8	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関する事	"	8	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関する事	"	
9	県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関する事	"	9	県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関する事	"	
10	県原子力災害対策本部の設置・廃止に関する事	"	10	県原子力災害対策本部の設置・廃止に関する事	"	
11	現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関する事	"	11	現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関する事	"	
12	原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事	"	12	原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事	"	
13	自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関する事	"	13	自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関する事	"	
14	他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関する事	"	14	他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関する事	"	
15	住民等からの問い合わせに対する対応に関する事	"	15	住民等からの問い合わせに対する対応に関する事	"	
16	環境放射線モニタリングに関する事	"	16	環境放射線モニタリングに関する事	"	
17	住民等の退避、避難及び立入制限に関する事	"	17	住民等の退避、避難及び立入制限に関する事	"	
18	原子力災害医療措置に関する事	福祉保健部	18	原子力災害医療措置に関する事	福祉保健部	
19	飲食物の摂取制限等に関する事	"	19	飲食物の摂取制限等に関する事	"	
20	農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関する事	農地部	20	農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関する事	農地部	
21	農林水産物についての災害情報及び各種措置に関する事	農林水産部	21	農林水産物についての災害情報及び各種措置に関する事	農林水産部	
22	輸送車両の確保及び必要物資の調達に関する事	原子力安全対策課 産業労働観光部 福祉保健部	22	輸送車両の確保及び必要物資の調達に関する事	原子力安全対策課 <u>産業労働部</u> 福祉保健部	
23	飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関する事	福祉保健部 農林水産部	23	飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関する事	福祉保健部 農林水産部	
24	防災業務関係者の被ばく管理に関する事	原子力安全対策課 福祉保健部	24	防災業務関係者の被ばく管理に関する事	原子力安全対策課 福祉保健部	
25	汚染物質の除去及び除染に関する事	原子力安全対策課	25	汚染物質の除去及び除染に関する事	原子力安全対策課	
26	各種制限措置の解除に関する事	原子力安全対策課 福祉保健部 農林水産部	26	各種制限措置の解除に関する事	原子力安全対策課 福祉保健部 農林水産部	

(教育庁)

27	市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること	原子力安全対策課
28	県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること	土木部
29	損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関する こと	原子力安全対策課 農林水産部 産業労働観光部 農林水産部 産業労働観光部
30	風評被害等の軽減に関すること	農林水産部 産業労働観光部
31	被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に 関すること	農林水産部
32	心身の健康相談に関すること	福祉保健部
33	物価の監視に関すること	県民生活・環境部
34	教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の 普及・指導に関すること	保健体育課
35	児童、生徒の退避及び避難に関すること	〃
36	学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関する こと	総務課

(教育庁)

27	市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言 に関すること	原子力安全対策課
28	県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること	土木部
29	損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関する こと	原子力安全対策課 農林水産部 <u>産業労働部</u> <u>観光局</u>
30	風評被害等の軽減に関すること	農林水産部 <u>産業労働部</u> <u>観光局</u>
31	被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に 関すること	<u>産業労働部</u> <u>観光局</u> 農林水産部 福祉保健部
32	心身の健康相談に関すること	福祉保健部
33	物価の監視に関すること	福祉保健部
34	教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の 普及・指導に関すること	県民生活・環境部 保健体育課
35	児童、生徒の退避及び避難に関すること	〃
36	学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関する こと	総務課

組織改編の反映

その他 の 公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	株式会社柏崎日報社 株式会社柏新時報社 朝日新聞柏崎通信局 読売新聞柏崎通信部 毎日新聞社柏崎通信部	災害時における広報活動に関すること
	柏崎農業協同組合 新潟県漁業協同組合柏崎支所 中越農業共済組合 柏崎支所 柏崎地域森林組合 酪農にいがた農業協同組合柏崎支所	1 災害情報及び各種措置の伝達に関すること 2 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること
	柏崎商工会議所 北条商工会 黒姫商工会 高柳町商工会 西山町商工会	1 災害情報の各種措置の伝達に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、幹旋に関すること
	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	1 災害情報及び各種措置に関すること 2 ボランティアの幹旋及び調整に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の協力に関すること
	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合 柏崎市指定排水設備組合	災害時における応急復旧の協力に関すること
	川内貯水池の管理者 谷根ダムの管理者 赤岩ダムの管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	自主防災会（町内会）	1 防災活動への協力に関すること 2 避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること

第9節 用語の解説

その他 の 公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	株式会社柏崎日報社 株式会社柏新時報社 朝日新聞柏崎通信局 読売新聞柏崎通信部 毎日新聞社柏崎通信部	災害時における広報活動に関すること
	柏崎農業協同組合 新潟県漁業協同組合柏崎支所 新潟県農業共済組合 中越支所 柏崎地域森林組合 酪農にいがた農業協同組合柏崎支所	1 災害情報及び各種措置の伝達に関すること 2 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること
	柏崎商工会議所 北条商工会 黒姫商工会 高柳町商工会 西山町商工会	1 災害情報の各種措置の伝達に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、幹旋に関すること
	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	1 災害情報及び各種措置に関すること 2 ボランティアの幹旋及び調整に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の協力に関すること
	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合 柏崎市指定排水設備組合	災害時における応急復旧の協力に関すること
	川内貯水池の管理者 谷根ダムの管理者 赤岩ダムの管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	自主防災会（町内会）	1 防災活動への協力に関すること 2 避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること

第9節 用語の解説

名称変更

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。
ブルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。
ブルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
放射性物質拡散予測情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）

本編中に当該用語に関する記述が多いことに伴う追加

EAL	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。
OIL	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。
確定的影響	一定量以上の放射線を受けると、必ず影響が現れる現象をいう。受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（急性障害）も大きくなる。
確率的影響	放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではないが、受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。
施設敷地緊急事態要避難者	<u>避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。</u>
緊急時対策支援システム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピューターにより解析・予測するシステムのこと。
情報収集事態	原子力施設等所在市町村において震度5弱又は5強の地震が発生した場合のこと。
緊急時対応センター（ERC）	緊急事態が発生した場合に、原子力施設の情報や放射性物質の拡散状況に関する予測・モニタリング結果等を収集し、これをもとに、避難指示等の住民の防護対策の立案や、物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として、原子力規制委員会に設置される。
オフサイトセンター（OFC）	緊急時に、国、地方公共団体、防災関係機関、原子力事業者などが情報共有と応急対策の検討を効率的に行うための拠点施設。「緊急事態応急対策等拠点施設」という。新潟県では、「新潟県柏崎刈羽原子力防災センター」が指定されている。
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設

EAL	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。
OIL	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。
確定的影響	一定量以上の放射線を受けると、必ず影響が現れる現象をいう。受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（急性障害）も大きくなる。
確率的影響	放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではないが、受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。
施設敷地緊急事態要避難者	<u>要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないものをいう。</u> <u>要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なものをいう。</u> <u>・安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u> <u>・安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</u>
緊急時対策支援システム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピューターにより解析・予測するシステムのこと。
緊急時対応センター（ERC）	緊急事態が発生した場合に、原子力施設の情報や放射性物質の拡散状況に関する予測・モニタリング結果等を収集し、これをもとに、避難指示等の住民の防護対策の立案や、物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として、原子力規制委員会に設置される。
オフサイトセンター（OFC）	緊急時に、国、地方公共団体、防災関係機関、原子力事業者などが情報共有と応急対策の検討を効率的に行うための拠点施設。「緊急事態応急対策等拠点施設」という。新潟県では、「新潟県柏崎刈羽原子力防災センター」が指定されている。
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設
<u>防災業務関係者</u>	<u>緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓閉、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。</u>

原子力災害対策指針の改正

第1章第7節に項目を新設するため、当表では削除

本編中に当該用語に関する記述が多いことに伴う追加

第2章 原子力災害事前対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 発電所における予防措置等の責務</p> <p>略</p> <p>第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出</p> <p>略</p> <p>第3節 報告の徴収、立入検査</p> <p>略</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携</p> <p>略</p> <p>第5節 災害応急体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害対策本部体制等の整備 市は、市長を本部長とする原子力災害警戒本部及び原子力災害災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、その設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等本部運営に必要な事項をあらかじめ定める。また、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。 なお、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定め、この際 の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第1節 発電所における予防措置等の責務</p> <p>略</p> <p>第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出</p> <p>略</p> <p>第3節 報告の徴収、立入検査</p> <p>略</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携</p> <p>略</p> <p>第5節 災害応急体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原子力災害対策本部体制等の整備 市は、市長を本部長とする原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、その設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等本部運営に必要な事項をあらかじめ定める。また、原子力災害現地対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。 なお、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定め、この際 の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p></p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文字の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(6) 専門家の派遣要請手続き 市は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、必要に応じ、国に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定める。</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携体制 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、重点区域を含む他の市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と応急対策活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 災害対策拠点施設の整備 市は、緊急時において災害対策機能を維持し、迅速に応急対策活動を実施するため、市庁舎内に放射線防護対策を強化した市の災害対策拠点施設を整備する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 食料・物資の備蓄、調達供給活動</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 国の調達及び輸送体制の構築 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、市や県からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、輸送する仕組みをあらかじめ構築するとされている。</p> <p>8、9 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p>	<p>(6) 専門家の派遣要請手続き 市は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合に備え、必要に応じ、国に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定める。</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携体制 市は、平常時から原子力防災専門官を始めとする国、県、重点区域を含む他の市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と応急対策活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 災害対策拠点施設の維持管理 市は、緊急時において災害対策機能を維持し、迅速に応急対策活動を実施するため、市庁舎内に放射線防護対策を強化した市の災害対策拠点施設を整備し、これを維持管理する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 食料・物資の備蓄、調達供給活動</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 平時からの訓練、確認等 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p> <p>(4) 国の調達及び輸送体制の構築 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、市や県からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、輸送する仕組みをあらかじめ構築するとされている。</p> <p>8、9 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p>	<p>文字の修正 防災基本計画の反映 文字の修正</p> <p>文字の修正</p> <p>実態に即した修正</p> <p>防災基本計画修正の反映 番号の繰下げ</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>1 略</p> <p>2 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 情報の収集・連絡に<u>あ</u>たる要員の指定 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に<u>あ</u>たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制を整備する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>5 原子力防災対策上必要な資料の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 気象関係資料</p> <p>イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定及び環境試料採取の候補地点図</p> <p>ウ 線量推定計算に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地住民登録票 ・浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数 <p>エ <u>緊急時</u>環境放射線モニタリングに関する資料</p> <p><u>オ</u> 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設（水源・浄水場等）の所在地、給水区域、給水人口 <p><u>カ</u> 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要農林水産物の生産状況 ・牛乳の生産出荷状況 ・区域別（方位別・距離別）主要農畜産物生産団地の状況 ・柏崎市漁業地区の漁業種類別・月別漁獲量（属人） ・農畜産物・水産物流通図 <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p>	<p>1 略</p> <p>2 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 情報の収集・連絡に<u>当</u>たる要員の指定 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に<u>当</u>たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制を整備する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>5 原子力防災対策上必要な資料の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 気象関係資料</p> <p>イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定及び環境試料採取の候補地点図</p> <p>ウ 線量推定計算に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地住民登録票 ・浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数 <p>エ 環境放射線モニタリングに関する資料</p> <p><u>オ</u> <u>地域の気象（風向・風速・降雨量等）や放射性物質拡散予測に関する資料</u></p> <p><u>カ</u> 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設（水源・浄水場等）の所在地、給水区域、給水人口 <p><u>キ</u> 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要農林水産物の生産状況 ・牛乳の生産出荷状況 ・区域別（方位別・距離別）主要農畜産物生産団地の状況 ・柏崎市漁業地区の漁業種類別・月別漁獲量（属人） ・農畜産物・水産物流通図 <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p>	<p>文字の修正</p> <p>文字の修正</p> <p>文言整理 実態に合わせた修正 番号の繰下げ</p> <p>番号の繰下げ</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>第8節 防災業務関係者等への研修</p> <p>(略)</p> <p>第9節 原子力防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>市は、県、国、関係市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次項に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施に<u>あ</u>たっては、国、県及び関係市町村、防災関係機関の相互連携及び調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10節 緊急時モニタリング体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 モニタリング体制等の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの<u>放射性物質又は放射線の放出</u>による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>(4) 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p>県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの体制整備と、動員計画の作成に 協力し、必要な要員をあらかじめ定める。</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 防災業務関係者等への研修</p> <p>(略)</p> <p>第9節 原子力防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>市は、県、国、関係市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次項に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施に<u>当</u>たっては、国、県及び関係市町村、防災関係機関の相互連携及び調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10節 緊急時モニタリング体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの<u>放射性物質の放出又は放射線</u>による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>(4) モニタリング要員の確保</p> <p>県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの体制整備と、動員計画の作成に 協力し、必要な要員をあらかじめ定める。</p>	<p></p> <p>文字の修正</p> <p></p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(5)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 放射性物質拡散予測計算システムの整備・維持</u> <u>県は、放射性物質の大気中拡散予測を適切に実施するため、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、放射性物質拡散予測計算システム等の整備を図る。</u> <u>また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理する。</u></p> <p>第11節 原子力災害医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。</p> <p>(9) 県は、避難所等に救護所を設置し、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。なお、市は救護所の運営支援体制を整備する。</p> <p>(10) 県は、国及び市とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</p> <p>3 安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用体制の整備</p> <p>県及び市は、<u>原子力災害対策指針に基づき、医師会及び薬剤師会等と連携し、即時避難区域（PAZ）内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び避難準備区域（UPZ）を含む緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、国の判断及び指示により、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備</u>する。</p> <p>4 原子力事業者における体制の整備</p>	<p>(5)～(7) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第11節 原子力災害医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 県は、関係機関等と調整の上、原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子力災害医療体制の整備に努める。</u></p> <p><u>(9) 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。</u></p> <p><u>(10) 県は、避難所等に救護所を設置し、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。なお、市は救護所の運営支援体制を整備する。</u></p> <p><u>(11) 県は、国及び市とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</u></p> <p>3 安定ヨウ素剤の<u>配布及び</u>服用体制の整備</p> <p>県及び市は、<u>医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるように、原子力災害対策指針を参考に、即時避難区域（PAZ）内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び避難準備区域（UPZ）を含む緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。</u></p> <p>4 原子力事業者における体制の整備</p>	<p>実態に合わせた修正</p> <p>県計画修正の反映</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>県計画修正の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(1) 原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者（以下「被ばく傷病者」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。</p> <p>(2) (略)。</p> <p>第12節 避難・屋内退避実施体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第13節 広域避難体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難経由所・避難所の整備</p> <p>ア 市は、広域避難に伴う避難所の指定、開設及び運営等について、県の調整のもと受入市町村と綿密な連携を図り、避難生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。 なお、避難所は、その施設管理者の同意を得た上で指定及び開設するものとし、併せてこれを開設する場合は、男女の視点の違いや、要配慮者のニーズを十分配慮する。</p> <p><u>イ</u> 県は、原子力災害時の避難経由所、避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。 <u>ウ</u> 県は、所管する公園の整備等に当たり、避難経由所、避難所として活用できるよう配慮する。</p> <p>第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等</p>	<p>(1) 原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（<u>それらの疑いのある者を含む。</u>以下「被ばく傷病者等」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。</p> <p>(2) (略)。</p> <p>第12節 避難・屋内退避実施体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第13節 広域避難体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難経由所・避難所の整備</p> <p>ア 市は、広域避難に伴う避難所の指定、開設及び運営等について、県の調整のもと受入市町村と綿密な連携を図り、避難生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。 なお、避難所は、その施設管理者の同意を得た上で指定及び開設するものとし、併せてこれを開設する場合は、男女の視点の違いや、要配慮者のニーズを十分配慮する。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。</u></p> <p><u>イ</u> 県は、ホテルや旅館等の避難所としての活用について、<u>業界団体に対し、協力依頼を行う。</u></p> <p><u>ウ</u> 県は、<u>新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から関係市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</u></p> <p><u>エ</u> 県は、原子力災害時の避難経由所、避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。 <u>オ</u> 県は、所管する公園の整備等に当たり、避難経由所、避難所として活用できるよう配慮する。</p> <p>第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等</p>	<p>防災基本計画修正の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>県計画修正の反映 防災基本計画の反映</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>番号の繰下げ</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 方針</p> <p>市は、県、国及び防災関係機関と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じ、住民等に提供すべき情報について、被災者の危険回避のための情報を含め、災害対応の局面や場所等に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、市での対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。</p> <p>また、原子力災害の特殊性にかんがみ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>2 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>(1) 市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織及び報道機関等と協力し、県総合防災情報システム、防災行政無線（戸別受信機を含む）及びそれに代わる防災情報通信システム（緊急告知ラジオを含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット（ソーシャルメディア等）、緊急速報メール・エリアメール、コミュニティFM放送等多様なメディアの活用を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第17節 発電所等上空の飛行規制</p> <p>(略)</p> <p>第18節 複合災害時対応体制の整備</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 方針</p> <p>市は、県、国及び防災関係機関と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じ、住民等に提供すべき情報について、被災者の危険回避のための情報を含め、災害対応の局面や場所等に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、市での対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。</p> <p>また、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>2 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>(1) 市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織及び報道機関等と協力し、県総合防災情報システム、防災行政無線（戸別受信機を含む）及びそれに代わる防災情報通信システム（緊急告知ラジオを含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット（ソーシャルメディア等）、緊急速報メール・エリアメール、コミュニティFM放送等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第17節 発電所等上空の飛行規制</p> <p>(略)</p> <p>第18節 複合災害時対応体制の整備</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>文字の修正</p> <p>防災基本計画の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>5 複合災害を考慮した研修及び訓練の実施</p> <p>市は、本章第8節に定める研修及び第9節に定める訓練を実施するに<u>あ</u>たっては、複合災害時の対応についても考慮する。</p> <p>6 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリングポストや資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動等体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 複合災害を考慮した避難・屋内退避実施体制の整備</p> <p>(1) 複合災害時における避難計画の整備</p> <p>市は、避難計画の作成に<u>あ</u>たり、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本に、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難及び屋内退避が実施できるよう留意する。</p> <p>9～10 (略)</p>	<p>5 複合災害を考慮した研修及び訓練の実施</p> <p>市は、本章第8節に定める研修及び第9節に定める訓練を実施するに<u>当</u>たっては、複合災害時の対応についても考慮する。</p> <p>6 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング<u>設備・機器</u>等の被災及び<u>モニタリング</u>要員の不足等に備えて、代替手段や活動等<u>の</u>体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 複合災害を考慮した避難・屋内退避実施体制の整備</p> <p>(1) 複合災害時における避難計画の整備</p> <p>市は、避難計画の作成に<u>当</u>たり、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本に、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難及び屋内退避が実施できるよう留意する。</p> <p>9～10 (略)</p>	<p>文字の修正</p> <p>文言整理</p> <p>文字の修正</p>

第3章 緊急事態応急対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 原子力災害災害対策本部等の組織及び運営</p> <p>1 方針</p> <p>市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を認知した場合若しくは通報を受けた場合には、柏崎市危機管理指針に基づく警戒本部（以下「原子力災害警戒本部」という。）又は災害対策基本法に基づく災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた活動体制を確立する。</p> <p>また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）」及び柏崎市危機管理指針に基づき適切に対応する。</p> <p>2 原子力災害対策本部等の設置基準</p> <p>市長は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとる。</p>	<p>第1節 原子力災害対策本部等の組織及び運営</p> <p>1 方針</p> <p>市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を認知した場合若しくは通報を受けた場合には、柏崎市危機管理指針に基づく警戒本部（以下「原子力災害警戒本部」という。）又は災害対策基本法に基づく災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた活動体制を確立する。</p> <p>また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）」及び柏崎市危機管理指針に基づき適切に対応する。</p> <p>2 原子力災害対策本部等の設置基準</p> <p>市長は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとる。</p>	<p>文言の整理</p> <p>協定の正式名称に修正</p>

修正前				修正後				修正理由
態 勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分	態 勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分	
第1次 配備	原子力災害 警戒本部	○ 本市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生したとき	(情報収集事態)	第1次 配備	原子力災害 警戒本部	○ 本市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生したとき	(情報収集事態)	実態に合わせた修正
		○ 本市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	(警戒事態)			○ 本市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	(警戒事態)	
○ 本市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき	(施設敷地緊急事態)	○ 本市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき		(施設敷地緊急事態)				
○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき		(全面緊急事態)			○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき	(全面緊急事態)		
○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき					(全面緊急事態)			
○ その他市長が必要と認めたとき	(全面緊急事態)	○ その他市長が必要と認めたとき	(全面緊急事態)					
第2次 配備		原子力災害 対策本部		○ 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	(施設敷地緊急事態)	第2次 配備	原子力災害 対策本部 原子力災害 現地対策本 部	
	○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき		(全面緊急事態)	○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき	(全面緊急事態)			
	○ その他市長が必要と認めたとき			(全面緊急事態)				

3 原子力災害警戒本部の設置

(1) (略)

(2) 設置場所
原子力災害警戒本部は、市役所大会議室に設置する。

(3) 組織
原子力災害警戒本部の組織並びに構成員は以下のとおりとする。

本部長 : 市長
副本部長 : 副市長
本部長 : 教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、会計管理者、上下水道局長、教育部長、消防長、議会事務局長、高柳町事務所長、西山町事務所長

3 原子力災害警戒本部の設置

(1) (略)

(2) 設置場所
原子力災害警戒本部は、市役所3階災害対策本部会議室に設置する。

(3) 組織
原子力災害警戒本部の組織並びに構成員は以下のとおりとする。

本部長 : 市長
副本部長 : 副市長
本部長 : 教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、市民生活部参事、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長

災害対策本部規則との整合

災害対策本部規則との整合

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="174 220 999 260">本部要員：係長以上の職員、指定職員、防災・原子力課員</p> <p data-bbox="152 279 324 311">(4)～(5) (略)</p> <p data-bbox="152 331 1003 550">(6) 本部の廃止 次の場合は警戒本部を廃止する。 ア 原子力災害対策本部が設置された場合 イ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合</p> <p data-bbox="129 606 504 638">4 原子力災害対策本部の設置</p> <p data-bbox="152 657 280 689">(1) (略)</p> <p data-bbox="152 710 828 778">(2) 設置場所 原子力災害対策本部は、市役所大会議室に設置する。</p> <p data-bbox="152 842 1003 970">(3) 設置の周知 災害対策本部を設置しようとするとき又は災害対策本部が設置された場合の庁内各部局及び町事務所等への周知は、庁内放送又は庁内グループウェアの掲示板、メール等により行う。</p> <p data-bbox="152 992 1003 1216">(4) 組織 ア～エ (略) オ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。なお、本部員は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、会計管理者、上下水道局長、教育部長、消防長、議会事務局長、高柳町事務所長及び西山町事務所長をもって充てる。 カ (略)</p> <p data-bbox="152 1236 1003 1364">(5) 現地災害対策本部 本部長は、原子力防災センターに別表3のとおりあらかじめ定めた職員を派遣し、本部長が指名した職員を長とする現地災害対策本部を設置する。</p> <p data-bbox="152 1385 324 1417">(6)～(8) (略)</p>	<p data-bbox="1086 220 1910 260">本部要員：係長以上の職員、指定職員、防災・原子力課員</p> <p data-bbox="1064 279 1236 311">(4)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1064 331 1915 550">(6) 本部の廃止 次の場合は原子力災害警戒本部を廃止する。 ア 原子力災害対策本部が設置された場合 イ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合</p> <p data-bbox="1041 606 1415 638">4 原子力災害対策本部の設置</p> <p data-bbox="1064 657 1191 689">(1) (略)</p> <p data-bbox="1064 710 1881 817">(2) 設置場所 原子力災害対策本部は、市役所3階災害対策本部会議室に設置する。</p> <p data-bbox="1064 842 1915 970">(3) 設置の周知 原子力災害対策本部を設置しようとするとき又は原子力災害対策本部が設置された場合の庁内各部局及び町事務所等への周知は、庁内放送又は庁内グループウェアの掲示板、メール等により行う。</p> <p data-bbox="1064 992 1915 1216">(4) 組織 ア～エ (略) オ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。なお、本部員は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、市民生活部参事、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。 カ (略)</p> <p data-bbox="1064 1236 1915 1364">(5) 原子力災害現地対策本部 本部長は、原子力防災センターに別表3のとおりあらかじめ定めた職員を派遣し、本部長が指名した職員を長とする原子力災害現地対策本部を設置する。</p> <p data-bbox="1064 1385 1236 1417">(6)～(8) (略)</p>	<p data-bbox="1937 363 2083 395">用語の整理</p> <p data-bbox="1937 746 2128 810">災害対策本部規則との整合</p> <p data-bbox="1937 874 2083 906">用語の整理</p> <p data-bbox="1937 1121 2128 1185">災害対策本部規則との整合</p> <p data-bbox="1937 1241 2083 1273">用語の整理</p> <p data-bbox="1937 1305 2083 1337">用語の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>5 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣</p> <p>(1) 現地事故対策連絡会議 市は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、現地災害対策本部長をこれに出席させ、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について県、国等との連絡・調整、情報の共有を行う。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会 市は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、<u>原子力災害</u>現地対策本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。 また、市は、別表4のとおりあらかじめ定めた職員を施設敷地緊急事態発生時に原子力防災センター等に派遣し、原子力災害合同対策協議会の立ち上げ準備及びその後の原子力災害合同対策協議会機能班の活動に従事させる。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表 1 災害対策本部組織</p>	<p>5 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣等</p> <p>(1) 現地事故対策連絡会議への出席等 市は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、<u>原子力災害</u>現地対策本部長をこれに出席させ、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について<u>随時連絡するなど原子力災害現地対策本部長を通じて</u>県、国等との連絡・調整、情報の共有を行う。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会への出席等 市は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、<u>原子力災害</u>現地対策本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。 また、市は、別表4のとおりあらかじめ定めた職員を施設敷地緊急事態発生時に原子力防災センター等に派遣し、原子力災害合同対策協議会の立ち上げ準備及びその後の原子力災害合同対策協議会機能班の活動に従事させる。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表 1 原子力災害対策本部組織</p>	<p>記載内容に即した修正</p> <p>記載内容に即した修正 用語の整理 実態に即した修正</p> <p>記載内容に即した修正 用語の整理</p> <p>名称の変更</p>

修正前	修正後	修正理由
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（副市長）</p> <p style="text-align: center;">本部員</p> <p>教育長 危機管理監 柏崎市制条例 第1条に規定 する部の部長 会計管理者 上下水道局長 <u>教育部長</u> <u>消防長</u> 議会議務局長 <u>高柳町事務所長</u> <u>西山町事務所長</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">部及び班</p> <p>【危機管理部】（部長：危機管理監 副部長：防災・原子力課長）（総合調整班）</p> <p>【総合企画部】（部長：総合企画部長 副部長：総務課長）（総務班、人事班、情報・交通班、広報・報道班）</p> <p>【財務部】（部長：財務部長 副部長：財政管理課長）（本部記録班、車両・輸送班、被害調査班）</p> <p>【市民生活部】（部長：市民生活部長 副部長：市民活動支援課長）（総務班、救助班、環境衛生班、出納班）</p> <p>【福祉保健部】（部長：福祉保健部長 副部長：福祉課長）（福祉班、要配慮者支援班、保健衛生班）</p> <p>【子ども未来部】（部長：子ども未来部長 副部長：保育課長）（児童福祉班、保育班）</p> <p>【産業振興部】（部長：産業振興部長 副部長：農林水産課長）（農林水産班、商業観光班、物資供給班）</p> <p>【都市整備部】（部長：都市整備部長 副部長：<u>道路維持</u>課長）（総務班、建設班、住宅班）</p> <p>【上下水道部】（部長：上下水道局長 副部長：施設維持課長、）（総務班、水道下水道情報計画班、水道給水班、水道復旧班、）</p> <p>【<u>消防部</u>】（部長：<u>消防長</u> 副部長：<u>消防総務課長</u>）（<u>総務班、予防班、消防班</u>）</p> <p>【<u>文教部</u>】（部長：<u>教育部長</u> 副部長：<u>教育総務課長</u>）（<u>総務班、学校教育班、社会教育班、体育施設班</u>）</p> <p>【議会調整部】（部長：議会議務局長 副部長：議会議務局長代理）（渉外班）</p> <p>【<u>高柳町事務所</u>】（部長：<u>所長</u> 副部長：<u>高柳町事務所長代理</u>）（<u>総務班</u>）</p> <p>【<u>西山町事務所</u>】（部長：<u>所長</u> 副部長：<u>西山町事務所長代理</u>）（<u>総務班</u>）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p style="text-align: center;">現地対策本部</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p style="text-align: center;">原子力 災害対策本部</p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（副市長）</p> <p style="text-align: center;">本部員</p> <p>教育長 危機管理監 柏崎市制条例 第1条に規定 する部の部長 <u>市民生活部参事</u> 上下水道局長 <u>消防長</u> <u>教育部長</u> 議会議務局長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">部及び班</p> <p>【危機管理部】（部長：危機管理監 副部長：防災・原子力課長）（総合調整班）</p> <p>【総合企画部】（部長：総合企画部長 副部長：総務課長）（総務班、人事班、情報・交通班、広報・報道班）</p> <p>【財務部】（部長：財務部長 副部長：財政管理課長）（本部記録班、車両・輸送班、被害調査班）</p> <p>【市民生活部】（部長：市民生活部長 副部長：市民活動支援課長）（総務班、救助班、環境衛生班、<u>高柳町事務所班</u>、<u>西山町事務所班</u>、出納班）</p> <p>【福祉保健部】（部長：福祉保健部長 副部長：福祉課長）（福祉班、要配慮者支援班、保健衛生班）</p> <p>【子ども未来部】（部長：子ども未来部長 副部長：保育課長）（児童福祉班、保育班）</p> <p>【産業振興部】（部長：産業振興部長 副部長：農林水産課長）（農林水産班、商業観光班、物資供給班）</p> <p>【都市整備部】（部長：都市整備部長 副部長：<u>道路維持</u>課長）（総務班、建設班、住宅班）</p> <p>【上下水道部】（部長：上下水道局長 副部長：施設維持課長、）（総務班、水道下水道情報計画班、水道給水班、水道復旧班、）</p> <p>【<u>消防部</u>】（部長：<u>消防長</u> 副部長：<u>消防総務課長</u>）（<u>総務班、予防班、消防班</u>）</p> <p>【<u>文教部</u>】（部長：<u>教育部長</u> 副部長：<u>教育総務課長</u>）（<u>総務班、学校教育班、社会教育班、体育施設班</u>）</p> <p>【議会調整部】（部長：議会議務局長 副部長：議会議務局長代理）（渉外班）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p style="text-align: center;">原子力災害 現地対策本部</p> </div> </div>	<p>用語の整理</p> <p>組織の改正</p> <p>組織の改正</p> <p>災害対策本部規則との整合</p> <p>組織名の変更</p> <p>用語の整理</p> <p>災害対策本部規則との整合</p> <p>組織の改正 組織の改正</p>

修正前				修正後				修正理由
別表 2 災害対策本部の構成及び事務分掌				別表 2 <u>原子力</u> 災害対策本部の構成及び分掌事務				名称の変更
部名	班名 (担当班長)	班員	<u>事務分掌</u> (原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務)	部名	班名 (担当班長)	班員	<u>分掌事務</u> (原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務)	災害対策本部規則との整合番号の繰下げ 災害対策本部規則との整合 組織の変更 組織の変更
危機管理部	総合調整班 (防災・原子力課長)	防災・原子力課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員	1～14 (略) <u>15</u> 臨時災害放送局の設置及び廃止に関すること。 <u>16</u> 雨量情報等の収集及び報告に関すること。 <u>17</u> (原子力災害)退避・避難の勧告、指示又は解除に関すること。	危機管理部	総合調整班 (防災・原子力課長)	防災・原子力課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員 <u>元気発信課員</u>	1～14 (略) <u>15</u> <u>防災情報通信システムによる広報に関すること。</u> <u>16</u> 臨時災害放送局の設置及び廃止に関すること。 <u>17</u> 雨量情報等の収集及び報告に関すること。 <u>18</u> (原子力災害)退避・避難の勧告、指示又は解除に関すること。	
総合企画部	(略)	(略)	(略)	総合企画部	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	広報・報道班 (元気発信課)	元気発信課 <u>新庁舎整備室員</u>	(略)		広報・報道班 (元気発信課)	元気発信課	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
市民生活部	(略)	(略)	(略)	市民生活部	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
					<u>高柳町事務所班</u> (<u>高柳町事務所長</u>)	<u>高柳町事務所員</u>	<u>1 高柳町事務所における災害対策の総合調整に関すること。</u> <u>2 高柳町事務所の庶務に関すること。</u> <u>3 各部との連絡調整に関すること。</u> <u>4 高柳町事務所に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</u>	

修正前				修正後				修正理由
						<u>5 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の被害調査及び緊急機能確保に関すること。</u> <u>6 町内会等との連絡調整に関すること。</u> <u>7 関係機関等との連絡調整に関すること。</u> <u>8 避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。</u> <u>9 要配慮者の避難支援等に関すること。</u> <u>10 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>11 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>12 観光客の安全確保に関すること。</u> <u>13 降積雪時における降積雪指定観測点の観測に関すること。</u> <u>14 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関すること。</u>	組織の変更	
			<u>西山町事務所班 (西山町事務所長)</u>	<u>西山町事務所員</u>	<u>1 西山町事務所における災害対策の総合調整に関すること。</u> <u>2 西山町事務所の庶務に関すること。</u> <u>3 各部との連絡調整に関すること。</u> <u>4 西山町事務所に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</u> <u>5 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の被害調査及び緊急機能確保に関すること。</u> <u>6 町内会等との連絡調整に関すること。</u> <u>7 関係機関等との連絡調整に関すること。</u> <u>8 死体の埋火葬の許可に関すること。</u> <u>9 避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。</u>			

修正前				修正後				修正理由
						<u>10 要配慮者の避難支援等に関すること。</u> <u>11 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>12 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>13 観光客の安全確保に関すること。</u> <u>14 降積雪時における降積雪指定観測点の観測に関すること。</u> <u>15 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関すること。</u>	文言の統一 組織の変更 組織の変更 組織の変更	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
福祉保健部	福祉班 (福祉課長)	福祉課員 介護高齢課員	1、2 (略) 3 生活保護世帯、身体障害者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 4～9 (略)	福祉保健部	福祉班 (福祉課長)	福祉課員 介護高齢課員		1、2 (略) 3 生活保護世帯、身体障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 4～9 (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	保健衛生班 (健康推進課長)	健康推進課員 介護高齢課員 国保医療課員 <u>こころの相談支援課員</u> <u>ひきこもり支援センター員</u>	(略)		保健衛生班 (健康推進課長)	健康推進課員 <u>ひきこもり支援センター員</u> 介護高齢課員 国保医療課員		(略)
子ども未来部	保育班 (保育課長)	保育課員	(略)	子ども未来部	保育班 (保育課長)	保育課員		(略)
	児童福祉班 (子育て支援課長)	子育て支援課員	(略)		児童福祉班 (子育て支援課長)	子育て支援課員 <u>子どもの発達支援課員</u>		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)
	総務班	<u>維持管理</u> 課員	(略)		総務班	<u>道路維持</u> 課員	(略)	

修正前				修正後				修正理由
都市整備部	(維持管理課長)	都市政策課員 八号バイパス事業室員 都市整備課員 鵜川ダム事業室員		都市整備部	(道路維持課長)	都市計画課員 八号バイパス事業室員 道路河川課員 鵜川ダム事業室員		組織の変更 組織の変更 組織の変更 組織の変更
	建設班 (都市整備課長)	都市整備課員 都市政策課員 八号バイパス事業室員 鵜川ダム事業室員 維持管理課員	(略)		建設班 (道路河川課長)	道路河川課員 都市計画課員 八号バイパス事業室員 鵜川ダム事業室員 道路維持課員	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
消防部	(略)	(略)	(略)	消防部	(略)	(略)	(略)	災害対策本部規則との整合番号の繰下げ
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	消防班 (消防署長)	消防署員 警防課員	1～7 (略) 8 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。		消防班 (消防署長)	消防署員 警防課員	1～7 (略) 8 防災情報通信システムによる広報に関すること。 9 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
高柳町事務所部	総務班 (高柳町事務所長)	高柳町事務所員	1 高柳町事務所における災害対策の総合調整に関すること。				組織の変更	

修正前			修正後	修正理由
		<p><u>2 高柳町事務所の庶務に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>3 各部との連絡調整に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>4 高柳町事務所に係る被害状況の集</u> <u>約及び報告に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>5 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備</u> <u>の被害調査及び緊急機能確保に関す</u> <u>ること。</u></p> <p><u>6 町内会等との連絡調整に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>7 関係機関等との連絡調整に関する</u> <u>こ</u> <u>と。</u></p> <p><u>8 避難住民における食料及び物資の</u> <u>受入れに関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>9 要配慮者の避難支援等に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>10 商工業関係の被害調査及び応急対</u> <u>策に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>11 観光関係の被害調査及び応急対策</u> <u>に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>12 観光客の安全確保に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>13 降積雪時における降積雪指定観測</u> <u>点の観測に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>14 (原子力災害) 市民生活部救助班</u> <u>の協力に関するこ</u> <u>と。</u></p>		
西山町 事務所 部	総務班 (西山町事 務所長)	西山町事務所員	<p><u>1 西山町事務所における災害対策の</u> <u>総合調整に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>2 西山町事務所の庶務に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>3 各部との連絡調整に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>4 西山町事務所に係る被害状況の集</u> <u>約及び報告に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>5 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備</u> <u>の被害調査及び緊急機能確保に関す</u> <u>ること。</u></p> <p><u>6 町内会等との連絡調整に関するこ</u> <u>と。</u></p>	組織の変更

修正前				修正後		修正理由																		
			<u>7 関係機関等との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u> <u>8 死体の埋火葬の許可に関するこ</u> <u>と。</u> <u>9 避難住民における食料及び物資の</u> <u>受入れに関すること。</u> <u>10 要配慮者の避難支援等に関するこ</u> <u>と。</u> <u>11 商工業関係の被害調査及び応急対</u> <u>策に関すること。</u> <u>12 観光関係の被害調査及び応急対策</u> <u>に関すること。</u> <u>13 観光客の安全確保に関すること。</u> <u>14 降積雪時における降積雪指定観測</u> <u>点の観測に関すること。</u> <u>15 (原子力災害) 市民生活部救助班</u> <u>の協力に関すること。</u>																					
別表 3 現地事故対策連絡会議及び防災センター派遣職員				別表 3 現地事故対策連絡会議及び防災センター派遣職員																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>構 成 員</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副本部長（副市長）</td> <td>現地災害対策本部長</td> </tr> <tr> <td>危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）</td> <td>現地災害対策本部補助構成員</td> </tr> <tr> <td>財務部被害調査班（税務課員2名）</td> <td>現地災害対策本部連絡員</td> </tr> <tr> <td>消防部員</td> <td>消防本部連絡員</td> </tr> </tbody> </table>		構 成 員	役 割	副本部長（副市長）	現地災害対策本部長	危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）	現地災害対策本部補助構成員	財務部被害調査班（税務課員2名）	現地災害対策本部連絡員	消防部員	消防本部連絡員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構 成 員</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副本部長（副市長）</td> <td><u>原子力災害</u>現地対策本部長</td> </tr> <tr> <td>危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）</td> <td><u>原子力災害</u>現地対策本部補助構成員</td> </tr> <tr> <td>財務部被害調査班（税務課員2名）</td> <td><u>原子力災害</u>現地対策本部連絡員</td> </tr> <tr> <td>消防部員</td> <td>消防本部連絡員</td> </tr> </tbody> </table>		構 成 員	役 割	副本部長（副市長）	<u>原子力災害</u> 現地対策本部長	危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）	<u>原子力災害</u> 現地対策本部補助構成員	財務部被害調査班（税務課員2名）	<u>原子力災害</u> 現地対策本部連絡員	消防部員	消防本部連絡員	用語の整理
構 成 員	役 割																							
副本部長（副市長）	現地災害対策本部長																							
危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）	現地災害対策本部補助構成員																							
財務部被害調査班（税務課員2名）	現地災害対策本部連絡員																							
消防部員	消防本部連絡員																							
構 成 員	役 割																							
副本部長（副市長）	<u>原子力災害</u> 現地対策本部長																							
危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）	<u>原子力災害</u> 現地対策本部補助構成員																							
財務部被害調査班（税務課員2名）	<u>原子力災害</u> 現地対策本部連絡員																							
消防部員	消防本部連絡員																							
別表 4 原子力災害合同対策協議会及び防災センター派遣職員				別表 4 原子力災害合同対策協議会及び防災センター派遣職員																				

修正前	修正後	修正理由																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 304 562 341">構 成 員</th> <th colspan="2" data-bbox="562 304 1003 341">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 341 562 378">副本部長（副市長）</td> <td data-bbox="562 341 757 378">全体会議</td> <td data-bbox="757 341 1003 378">現地災害対策副本部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 378 562 414">市民生活部総務班員（市民活動支援課員）</td> <td data-bbox="562 378 757 560" rowspan="5">機能班構成員</td> <td data-bbox="757 378 1003 414">総括班員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 414 562 451">総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）</td> <td data-bbox="757 414 1003 451">広報班員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 451 562 488">市民生活部救助班員（市民課員）</td> <td data-bbox="757 451 1003 488">住民安全班員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 488 562 557">産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）</td> <td data-bbox="757 488 1003 557">運営支援班員</td> </tr> </tbody> </table>	構 成 員	役 割		副本部長（副市長）	全体会議	現地災害対策副本部長	市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員	総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）	広報班員	市民生活部救助班員（市民課員）	住民安全班員	産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）	運営支援班員	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1032 304 1464 341">構 成 員</th> <th colspan="2" data-bbox="1464 304 1906 341">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 341 1464 378">副本部長（副市長）</td> <td data-bbox="1464 341 1659 378">全体会議</td> <td data-bbox="1659 341 1906 378">原子力災害現地対策副本部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 378 1464 414">市民生活部総務班員（市民活動支援課員）</td> <td data-bbox="1464 378 1659 560" rowspan="5">機能班構成員</td> <td data-bbox="1659 378 1906 414">総括班員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 414 1464 451">総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）</td> <td data-bbox="1659 414 1906 451">広報班員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 451 1464 488">市民生活部救助班員（市民課員）</td> <td data-bbox="1659 451 1906 488">住民安全班員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 488 1464 557">産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）</td> <td data-bbox="1659 488 1906 557">運営支援班員</td> </tr> </tbody> </table>	構 成 員	役 割		副本部長（副市長）	全体会議	原子力災害現地対策副本部長	市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員	総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）	広報班員	市民生活部救助班員（市民課員）	住民安全班員	産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）	運営支援班員	<p data-bbox="1935 336 2072 368">用語の整理</p> <p data-bbox="1935 1011 2072 1043">文字の修正</p> <p data-bbox="1935 1171 2072 1203">文字の修正</p>
構 成 員	役 割																															
副本部長（副市長）	全体会議	現地災害対策副本部長																														
市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員																														
総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）		広報班員																														
市民生活部救助班員（市民課員）		住民安全班員																														
産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）		運営支援班員																														
構 成 員		役 割																														
副本部長（副市長）	全体会議	原子力災害現地対策副本部長																														
市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員																														
総合企画部広報・報道班員（元気発信課員）		広報班員																														
市民生活部救助班員（市民課員）		住民安全班員																														
産業振興部物資供給班員（ものづくり振興課員）		運営支援班員																														
<p data-bbox="129 660 824 692">第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p data-bbox="129 715 248 746">1 （略）</p> <p data-bbox="129 767 533 799">2 情報収集事態発生時の連絡等</p> <p data-bbox="152 820 271 852">(1) （略）</p> <p data-bbox="152 852 1010 1139">(2) 国は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者から発生との連絡があった場合、緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下、「合同情報連絡室」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下、「合同現地情報連絡室」という。）を設置し、県及び本市をはじめ関係市町村に対し、合同情報連絡室等の立ち上げを通知するとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請することとしている。</p> <p data-bbox="152 1139 1010 1299">(3) 市は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者もしくは合同現地情報連絡室から発生との連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事象者、県及び合同現地情報連絡室との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集に当たる。</p> <p data-bbox="129 1321 479 1353">3 警戒事態発生時の連絡等</p> <p data-bbox="152 1374 741 1437">(1) 原子力事業者及び関係機関相互の通報・連絡 ア （略）</p>		<p data-bbox="1032 660 1727 692">第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p data-bbox="1032 715 1151 746">1 （略）</p> <p data-bbox="1032 767 1435 799">2 情報収集事態発生時の連絡等</p> <p data-bbox="1055 820 1173 852">(1) （略）</p> <p data-bbox="1055 852 1912 1107">(2) 国は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者から発生との連絡があった場合、緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下、「合同情報連絡室」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下、「合同現地情報連絡室」という。）を設置し、県及び本市を始め関係市町村に対し、合同情報連絡室等の立ち上げを通知するとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請することとしている。</p> <p data-bbox="1055 1139 1912 1299">(3) 市は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者若しくは合同現地情報連絡室から発生との連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事象者、県及び合同現地情報連絡室との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集に当たる。</p> <p data-bbox="1032 1321 1382 1353">3 警戒事態発生時の連絡等</p> <p data-bbox="1055 1374 1644 1437">(1) 原子力事業者及び関係機関相互の通報・連絡 ア （略）</p>																														

修正前	修正後	修正理由
<p>イ 国は、警戒事態に該当する事象の発生を認知又は原子力事業者により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、E R Cに原子力規制委員会・内閣府合同警戒本部（以下「合同警戒本部」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府合同現地警戒本部（以下「合同現地警戒本部」という。）を設置し、県及び本市をはじめ関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとしている。</p> <p>ウ 市は、警戒事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者もしくは合同現地警戒本部から発生の連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事業者、県及び現地警戒本部との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集と対応に当たる。</p> <p>エ 合同警戒本部は、即時避難区域（P A Z）における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、本市及び県に対し要請する。</p> <p>オ 市は、合同警戒本部の要請又は県の指示により、即時避難区域（P A Z）における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、県の調整のもとで実施する。 また、住民等に対し、事態の進展に備え、速やかな帰宅と児童生徒等の保護者による迎えを要請するとともに、即時避難区域（P A Z）における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を、避難準備区域（U P Z）における要配慮者等の屋内退避の準備を実施するよう、防災行政無線等により一斉伝達する。</p> <p>オ～ケ（略）</p>	<p>イ 国は、警戒事態に該当する事象の発生を認知又は原子力事業者により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、E R Cに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「合同現地警戒本部」という。）を設置し、県及び本市を始め関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとしている。</p> <p>ウ 市は、警戒事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者若しくは合同現地警戒本部から発生の連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事業者、県及び合同現地警戒本部との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集と対応に当たる。</p> <p>エ 国の事故警戒本部は、即時避難区域（P A Z）を含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（U P Z）外の市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>オ 市は、国の事故警戒本部の要請又は県の指示により、即時避難区域（P A Z）における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、県の調整のもとで実施する。 また、住民等に対し、事態の進展に備え、速やかな帰宅と児童生徒等の保護者による迎えを要請するとともに、即時避難区域（P A Z）における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を、避難準備区域（U P Z）における要配慮者等の屋内退避の準備を実施するよう、防災行政無線等により一斉伝達する。</p> <p>カ～ケ（略）</p>	<p>名称の修正 防災基本計画の反映 名称の変更 文字の修正</p> <p>文字の修正 用語の整理</p> <p>文字の修正 防災基本計画の反映</p> <p>用語の整理</p>
<p>4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等</p> <p>(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡</p> <p>ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市をはじめ県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等に関する文書をファ</p>	<p>4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等</p> <p>(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡</p> <p>ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送信</p>	<p>文字の修正</p> <p>用語の整理</p>

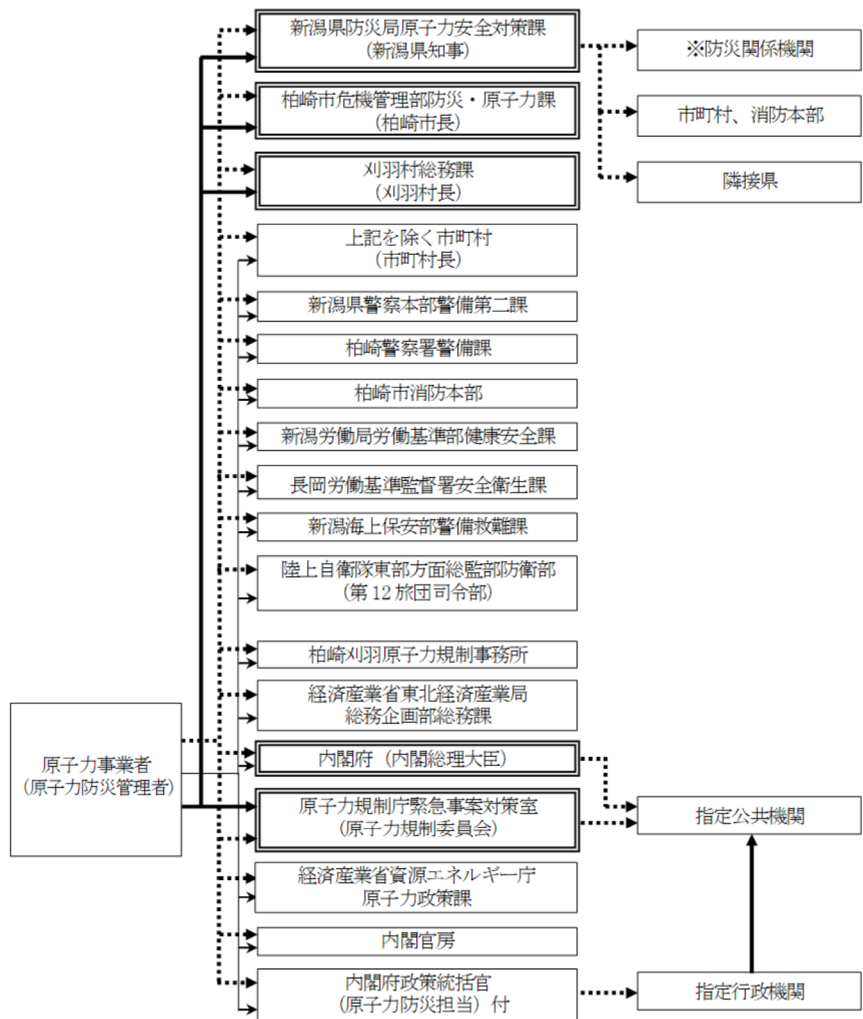
修正前	修正後	修正理由
<p>クシミリで送信する（原災法第10条に基づく通報）。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p> <p>イ 市は、原子力防災管理者から原災法第10条に基づく通報を受けた場合、直ちに原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに現地対策本部を設置し、応急対策活動に必要な体制を構築し、対応に当たる。</p> <p>ウ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、本市をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、県及び重点区域を含む市町村、県警察本部に連絡する。</p> <p>エ <u>国は、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を設置し、市及び県に対し、即時避難区域（PAZ）においては施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（UPZ）においては、屋内退避等の準備を行うよう要請する。</u></p> <p>オ 市は、事故対策本部又は県の要請により、即時避難区域（PAZ）における施設敷地緊急事態要避難者の避難及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備を実施するとともに、避難準備区域（UPZ）における住民等の屋内退避の準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、</p>	<p>する（原災法第10条に基づく通報）。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p> <p>イ 市は、原子力防災管理者から原災法第10条に基づく通報を受けた場合、直ちに原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置し、応急対策活動に必要な体制を構築し、対応に当たる。</p> <p><u>ウ 国は、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の現地事故対策本部」という。）を設置する。</u></p> <p>エ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について、<u>国の事故対策本部内に情報を共有する。</u> <u>国の事故対策本部は、</u>本市を始め、県及び重点区域を含む市町村、県警察本部に連絡する。</p> <p>オ <u>国の事故対策本部は、</u>即時避難区域（PAZ）を含む市村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（UPZ）を含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。</p> <p><u>カ 市及び県が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため市及び県より事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、国の事故対策本部と市及び県は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</u> <u>・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u></p> <p>キ 市は、<u>国の事故対策本部</u>又は県の要請により、即時避難区域（PAZ）における施設敷地緊急事態要避難者の避難及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備を実施するとともに、避難準備区域（UPZ）における住民等の屋内退避の準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>文字の修正 防災基本計画の反映 文字の修正</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>番号の繰下げ 防災基本計画の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難に際しての注意点（避難に必要な持参物や集合場所等）も伝達する。</p> <p>カ 市は、原子力防災管理者及び原子力事業者、国、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、随時連絡することとする。</p> <p>キ 県及び国は、<u>即時避難区域（PAZ）</u>の施設敷地緊急事態要避難者の避難実施が円滑に進むよう関係市町村に対し協力を要請する。</p> <p>ク 市及び県は、応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>(2) <u>県の通報、連絡</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果を原子力規制委員会及び県、本市を<u>はじめ</u>とする関係市町村に連絡する。</p> <p>5 全面緊急事態における通報・連絡等</p> <p>(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市を<u>はじめ</u>県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等に関する文書をファクシミリで送信する。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p>	<p>際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難に際しての注意点（避難に必要な持参物や集合場所等）も伝達する。</p> <p><u>ク 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡することとされている。</u></p> <p><u>ケ 国の事故対策本部から連絡を受けた国の事故現地対策本部は、市及び県に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。</u></p> <p><u>コ 市は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の現地事故対策本部、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、随時連絡することとする。</u></p> <p><u>サ 国の事故対策本部は、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</u></p> <p><u>シ 県は、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施が円滑に進むよう関係市町村に対し要請する。</u></p> <p><u>ス 市及び県は、応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</u></p> <p>(2) <u>通報がない場合の連絡</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果を原子力規制委員会及び県、本市を<u>始め</u>とする関係市町村に連絡する。</p> <p>5 全面緊急事態における通報・連絡等</p> <p>(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市を<u>始め</u>県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等に関する文書をファクシミリで送信する。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p>	<p>防災基本計画の反映位及び実態に合わせた修正 実態に合わせた修正</p> <p>文言の修正</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>用語の整理 番号の繰下げ 番号の繰下げ</p> <p>県計画の修正</p> <p>防災基本計画の反映 文字の修正</p> <p>文字の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>イ 国は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発出に伴い、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置する。</p> <p>ウ 市は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言及び原災法第15条第3項に基づく指示を受け、即時避難区域（PAZ）における住民等の避難、避難準備区域（UPZ）における住民等の屋内退避及び避難準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難や屋内退避に際しての注意点等も伝達する。</p> <p>エ 市は、原子力防災管理者及び原子力事業者、国、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、随時連絡することとする。</p> <p>オ 県及び国は、即時避難区域（PAZ）から避難してきた住民等の受入れや、避難準備区域（UPZ）の避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング・簡易除染場所の確保等の防護措置の準備への協力を、UPZ外の市町村に対し要請する。</p>	<p>イ 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに知事及び関係市町村長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を知事及び関係市町村長に伝達する。</p> <p>ウ 市及び県が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため市及び県より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即時避難区域（PAZ）内の避難者の数及び避難の方針 ・避難準備区域（UPZ）内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項 <p>エ 国は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発出に伴い、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置する。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに、指定行政機関、関係省庁、県及び市に連絡する。</p> <p>オ 市は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言及び原災法第15条第3項に基づく指示を受け、即時避難区域（PAZ）における住民等の避難、避難準備区域（UPZ）における住民等の屋内退避及び避難準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難や屋内退避に際しての注意点等も伝達する。</p> <p>カ 市は、原子力防災管理者、国、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、随時連絡することとする。</p> <p>キ 県及び国の原子力災害対策本部は、即時避難区域（PAZ）から避難してきた住民等の受入れや、避難準備区域（UPZ）の避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング・簡易除染場所の確保等の防護措置の準備への協力を、UPZ外の市町村に対し要請する。</p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画修正の反映</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>実態に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p><u>カ</u> 市及び県は、応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>6 応急対策活動情報等の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ア (略)</p> <p>イ 市は、原子力災害合同対策協議会において、国、県、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者等と、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等、情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(3) 災害情報の連絡</p> <p>ア 原子力防災専門官は、原子力防災センター等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市及び県をはじめ原子力事業者、防災関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行う。</p> <p>イ 国の原子力災害対策本部は、一般回線が使用できない場合において、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。</p> <p>ウ 県は、国の原子力災害対策本部から受けた内容について、市及び市消防本部に伝達する。</p> <p>7 通信の確保</p> <p>(1) 市は、原子力事業者から通報・連絡があったときは、直ちに国、県、関係市町村及び防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。</p> <p>(2) 市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。</p>	<p><u>ケ</u> 市及び県は、応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>6 応急対策活動情報等の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ア (略)</p> <p><u>イ 市は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。</u></p> <p>ウ 市は、原子力災害合同対策協議会において、国、県、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者等と、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等、情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p><u>(3) (削除)</u></p> <p>ア <u>(削除)</u></p> <p>イ <u>7項へ移設</u></p> <p>ウ <u>7項へ移設</u></p> <p>7 通信の確保等</p> <p>(1) 市は、原子力事業者から通報・連絡があったときは、直ちに国、県、関係市町村及び防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。</p> <p>(2) 市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。</p>	<p>番号の繰下げ</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>用語の整理</p> <p>項目の整理及び実態に合わせた修正</p> <p>県計画の反映</p>

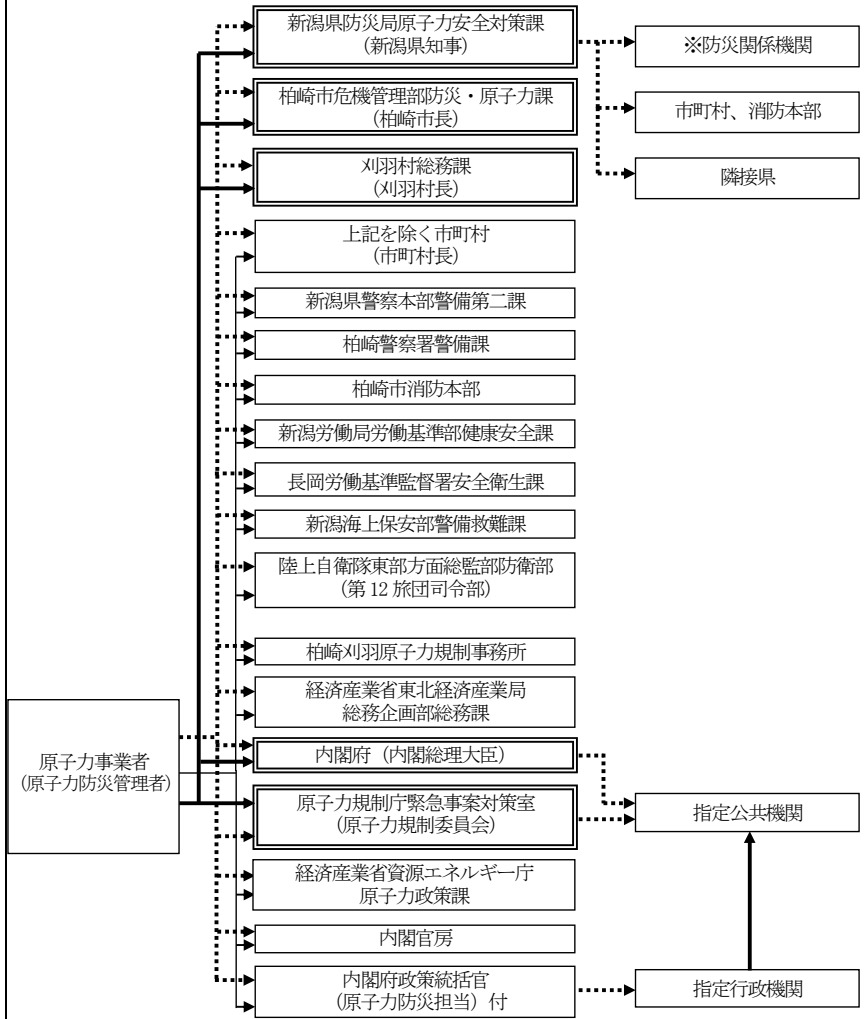
修正前	修正後	修正理由
<p>(3) 県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。</p> <p><u>(6項イ、ウから移設)</u></p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項、東京電力㈱と市町村との安全協定等に基づく通報経路 (発電所内での事象発生時の通報経路)</p>	<p>(3) 県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。</p> <p><u>(4) 国の原子力災害対策本部は、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。</u></p> <p><u>(5) 県は、国の原子力災害対策本部から伝達された内容を、市及び市消防本部に連絡する。</u></p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項、東京電力㈱と市町村との安全協定等に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時)</p>	<p>項目の整理</p> <p>項目の整理</p> <p>記載の適正化</p>



- ▶ : 電話によるファクシミリ着信の確認
-▶ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- - -▶ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- ▶ : 電話等による連絡

※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」
 ・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) より



- ▶ : 電話によるファクシミリ着信の確認
-▶ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- ▶ : 電話等による連絡

※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」、
 新潟県地域防災計画 (資料編) の防災組織に関する資料に掲げる表中の「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) より

記載の適正化

修正前	修正後	修正理由
<p>第3節 広域的応援対応 (略)</p> <p>第4節 緊急時モニタリング等</p> <p>1 2 (略) (略)</p> <p>2 緊急時モニタリング等の態勢</p> <p>県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、<u>設備・機器</u>やモニタリング要員の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。</p> <p>県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員及びモニタリング<u>機材のさら</u>なる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し、緊急時モニタリングへの応援を要請する。</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。</p> <p>また、緊急時モニタリングの実施に<u>あ</u>たっては、気象予測や<u>大気中</u>拡散予測を参考に、防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。</p> <p>4 緊急時モニタリング結果の報告と公表</p> <p>国は、妥当性の確認がなされた緊急時モニタリングの結果を、正確に、分かりやすく、また迅速に公表することとされている。</p>	<p>第3節 広域的応援対応 (略)</p> <p>第4節 緊急時モニタリング等</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>2 緊急時モニタリング等の態勢</p> <p>県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング要員<u>やモニタリング設備・機器等</u>の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。</p> <p>県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員及びモニタリング<u>設備・機器等</u>の<u>更</u>なる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し、緊急時モニタリングへの応援を要請する。</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。</p> <p>また、緊急時モニタリングの実施に<u>当</u>たっては、気象予測や<u>放射性物質</u>拡散予測<u>情報</u>を参考に、防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。</p> <p>4 緊急時モニタリング<u>の</u>結果の報告と公表</p> <p>国は、妥当性の確認がなされた緊急時モニタリングの結果を、正確に、分かりやすく、また迅速に公表することとされている。</p>	<p>県計画修正の反映</p> <p>県計画修正の反映 文字の修正</p> <p>文字の修正 用語の統一</p> <p>文言の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>また、県及び市は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリング結果を周知する。</p> <p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>2 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 迅速かつ的確な情報提供 市は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。 なお、広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難・屋内退避等の必要性及び住民等がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。</p> <p>(2) 定期的な情報提供 市は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。</p> <p>(3) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮 市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所の事故の状況、モニタリングの結果等）、安否情報、医療機関などの情報、市や県等が講じている応急対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難経由所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者、広域避難者等に対しても情報が伝わるよう十分配慮する。</p> <p>(4) 情報の一元化 (略)</p> <p>(5) 多様な媒体の活用</p>	<p>また、県及び市は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリングの結果を周知する。</p> <p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>2 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 迅速かつ的確な情報提供 市は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。 なお、広報に当たっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難・屋内退避等の必要性及び住民等がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。</p> <p>(2) 定期的な情報提供 市は、住民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。</p> <p>(3) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮 市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、市や県等が講じている応急対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難経由所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。なお、その際、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急告知ラジオ、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者、広域避難者等に対しても情報が伝わるよう十分配慮する。</p> <p>(4) 情報の一元化 (略)</p> <p>(5) 多様な媒体の活用</p>	<p>文言の整理</p> <p>文字の修正</p> <p>文字の修正</p> <p>県計画修正の反映</p> <p>実態に即した修正</p> <p>文字の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>市は、情報伝達に<u>あ</u>たって、県総合防災情報システム、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p>特に、<u>避難者は</u>、情報を得る手段が限られていることから、県、受入市町村等と連携し、適切な情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(6) コミュニティセンターを活用した情報提供 市は、コミュニティセンターを災害時の地域情報集積地として位置付け、必要に応じ職員を派遣し、災害対策本部や地域からの情報收受及びその伝達のほか、自主防災組織等への情報提供に努める。</p> <p>(7) 指定避難所外避難者の把握 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。 県は、市が指定避難所以外に避難した住民等の所在を把握することについて、市に協力する。</p> <p>3 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>4 原子力事業者の広報 (略)</p> <p>第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難・屋内退避等の指標</p> <p>市は、放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから住民等を防護するため、緊急事態等の状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の防護措置を講ずる。これらの措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原子力災害対策指針に定められているOILの基準によるほか、事故の</p>	<p>市は、情報伝達に<u>当</u>たって、県総合防災情報システム、防災行政無線(<u>戸別受信機を含む</u>)、<u>緊急告知ラジオ</u>、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p>特に、<u>停電や通信障害発生時は</u>情報を得る手段が限られていることから、県、受入市町村等と連携し、適切な情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(6) コミュニティセンターを活用した情報提供 市は、コミュニティセンターを災害時の地域情報集積地として位置付け、必要に応じ職員を派遣し、<u>原子力</u>災害対策本部や地域からの情報收受及びその伝達のほか、自主防災組織等への情報提供に努める。</p> <p>(7) 指定避難所外避難者の把握 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の<u>原子力</u>災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。 県は、市が指定避難所以外に避難した住民等の所在を把握することについて、市に協力する。</p> <p>3 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>4 原子力事業者の広報 (略)</p> <p>第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難・屋内退避等の指標</p> <p>市は、放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから住民等を防護するため、緊急事態等の状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の防護措置を講ずる。これらの措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原子力災害対策指針に定められているOILの基準によるほか、事故の</p>	<p>実態に即した修正</p> <p>防災基本計画修正の反映</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況等を考慮するものとする。</p> <p>3 避難・屋内退避等の対応方針</p> <p>(1) 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の進展を考慮し、即時避難区域（PAZ）における避難及び避難準備区域（UPZ）における屋内退避を主とする防護措置を実施する。</p> <p>(2) 市は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、県及び国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施する。</p> <p>(3) 市は、<u>自然災害</u>や周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合は、屋内退避することを、屋内退避することがかえって危険を伴う場合は避難することとし、その対応や対策について県とともに検討する。</p> <p>(4) 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。</p> <p>4 避難・屋内退避の実施</p> <p>(1) 即時避難区域（PAZ）の住民等への避難指示等 ア 市長は、警戒事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備の開始を指示する。</p>	<p>状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、<u>大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果による</u>ものとする。</p> <p>3 避難・屋内退避等の対応方針</p> <p>(1) 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の進展を考慮し、即時避難区域（PAZ）における避難及び避難準備区域（UPZ）における屋内退避を主とする防護措置を実施する。</p> <p>(2) 市は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、県及び国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施するが、<u>住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。</u></p> <p>(3) <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>(4) 市及び県は、<u>避難時の</u>周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、<u>居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示するものとする。</u></p> <p>(5) <u>市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。</u> <u>その際には、市及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。</u></p> <p>(6) 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。</p> <p>4 避難・屋内退避の実施</p> <p>(1) 即時避難区域（PAZ）の住民等への避難指示等 ア 市長は、警戒事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（<u>施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等</u>）を行うとともに、防災行政無線等で施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備の開始を指示する。</p>	<p>文言の整理</p> <p>県計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>県計画修正の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>防災基本計画及び原子力災害対策指針の反映 県計画修正の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>イ 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。また、即時避難区域（PAZ）内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で住民等に対し、避難準備の開始を指示する。</p> <p>ウ 市長は、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の住民等に、防災行政無線等で、直ちに避難をするよう指示する。</p>	<p>また、県は、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。</p> <p>イ 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）内における避難の準備を行うとともに、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村にその旨を伝達する。</p> <p>また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p>ウ 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。また、即時避難区域（PAZ）内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で住民等に対し、避難準備の開始を指示する。</p> <p>エ 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、即時避難区域（PAZ）内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の避難等を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>また、即時避難区域（PAZ）内の避難の実施に併せて、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）を含む市村に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するとともに、避難者を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経路所を確認し、受入市町村に対して、即時避難区域（PAZ）を含む市村から避難してきた住民等の受入れや避難準備区域（UPZ）を含む市町村が行う防護措置の準備への協力を要請する。</p> <p>オ 市長は、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の住民等に、防災行政無線等で、直ちに避難をするよう指示する。</p>	<p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>エの県が行う事項に整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p><u>この場合において、知事は、避難者を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経由所を確認するとともに、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。</u></p> <p>また、市及び県は、住民避難の支援が必要な場合には国に要請する。</p> <p>(2) 避難準備区域（UPZ）の住民等への屋内退避指示等 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、避難準備区域（UPZ）内の住民等に対し、自宅等で屋内退避の準備を、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、速やかに自宅等で屋内退避するよう指示する。</p> <p>また、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、市から出される指示等に留意するよう要請する。</p> <p>(3) 避難準備区域（UPZ）の住民等への避難指示等 市長は、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）が特定され、県又は国から避難の要請又は指示があった場合には、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</p> <p>知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、市に対し避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、市を通じて、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</p> <p><u>ア 知事が、緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況もしくは大気中拡散予測結果から避難区域が確認された場合</u></p> <p><u>イ 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合</u></p> <p>また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民の受入れを要請する。</p>	<p>また、市及び県は、住民避難の支援<u>その他の支援活動</u>が必要な場合には国に要請する。</p> <p>(2) 避難準備区域（UPZ）の住民等への屋内退避指示等 <u>ア</u> 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、避難準備区域（UPZ）内の住民等に対し、自宅等で屋内退避の準備を、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、速やかに自宅等で屋内退避するよう指示する。</p> <p>また、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、市から出される指示等に留意するよう要請する。</p> <p><u>イ 県は、国の要請等により、市町村と協力し、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）に協力するよう要請する。</u></p> <p>(3) 避難準備区域（UPZ）の住民等への避難指示等 <u>ア 知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、市に対し避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、市を通じて、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</u></p> <p>また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民の受入れを要請する。</p> <p><u>(ア) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合</u></p> <p><u>(イ) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合</u></p>	<p>項目の整理</p> <p>原子力災害対策指針の反映 県計画修正の反映</p> <p>項目の整理</p> <p>文字の修正 用語の統一</p> <p>項目の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(4) 県及び国への支援の要請 市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、<u>国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合や、緊急時モニタリングの結果により、原子力災害対策指針に基づくO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、必要な場合には、県及び国に支援を要請する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 避難・屋内退避の実施、情報提供等 市は、住民等の避難誘導に<u>あたり</u>、県の協力のもと、住民等に向けて、避難先や避難経路、スクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。 また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。 なお、市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。</p> <p>(7) 避難の実施における県、受入市町村及び防災関係機関との連携 ア～キ (略)</p>	<p><u>イ 市長は、避難区域が特定され、県又は国から避難の要請又は指示があった場合には、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</u></p> <p><u>ウ 市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、市及び県より事前の状況把握を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策などについて相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・避難準備区域（UPZ）内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u> <p>(4) 県及び国への支援の要請 市は、<u>放射性物質が放出された場合</u>、事態の規模、時間的な推移に応じて、<u>当日の気象条件、緊急時モニタリングの結果、放射性物質拡散予測情報、原子力災害対策指針を踏まえた国の指示・要請及び放射性核種濃度測定調査等に基づき</u>、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、<u>住民避難の支援が必要な場合には、</u>県及び国に支援を要請する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 避難・屋内退避の実施、情報提供等 市は、住民等の避難誘導に<u>当</u>たり、県の協力のもと、住民等に向けて、避難先や避難経路、スクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。 また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。 なお、市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。</p> <p>(7) 避難の実施における県、受入市町村及び防災関係機関との連携 ア～キ (略)</p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画及び原子力災害対策指針の反映</p> <p>文字の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ク 県は、住民等の避難誘導に<u>あ</u>たっては、市に協力し、避難経由所又は避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。</p> <p>ケ～ソ (略)</p> <p>ス 県は、市及び受入市町村と連携し、それぞれの避難所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。 また、民生委員・児童委員、介護事業者、障<u>害</u>福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。</p> <p>セ、ソ (略)</p> <p>タ 受入市町村は、避難経由所及び避難所の運営に<u>あ</u>たり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。</p> <p>チ～テ (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>ク 県は、住民等の避難誘導に<u>当</u>たっては、市に協力し、避難経由所又は避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。</p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>ス 県は、市及び受入市町村と連携し、それぞれの避難所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。 また、民生委員・児童委員、介護事業者、障<u>がい</u>福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。</p> <p>セ、ソ (略)</p> <p>タ 受入市町村は、避難経由所及び避難所の運営に<u>当</u>たり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。</p> <p>チ～テ (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>文字の修正</p> <p>文言の統一</p> <p>文字の修正</p>
<p>5 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施</p> <p>県は、国、<u>医療機関</u>、<u>防災関係機関</u>、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。</p> <p>6 要配慮者等への配慮</p> <p>市は、県及び防災関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活において、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障<u>害</u>者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 県は、市に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障<u>害</u>者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。</p>	<p>5 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施</p> <p>県は、国、<u>原子力災害医療協力機関</u>、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。</p> <p>6 要配慮者等への<u>支援</u></p> <p>市は、県及び防災関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活において、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、<u>要配慮者の</u>応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障<u>がい</u>者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 県は、市に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障<u>がい</u>者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。</p>	<p>県計画修正の反映</p> <p>県計画の反映</p> <p>実態に合わせた修正 防災基本計画の反映 文言の統一</p> <p>文言の統一</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(8) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>10 避難所等の運営</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 受入市町村は、初動期において市及び県と協力し、避難所ごとに人数を<u>はじめ</u>避難者に係る情報の早期把握に努める。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 感染症流行下での防護措置</p> <p><u>感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。）の流行下において原子力災害が発生した場合、防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させ、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。</u></p> <p>11 避難所等の開設・運営等</p> <p><u>(1) 市、受入市町村は、緊急時に必要に応じ避難所を開設・運営する。</u></p> <p><u>(2) 受入市町村は、初動期において市及び県と協力し、避難所ごとに人数を<u>始め</u>避難者に係る情報の早期把握に努める。</u></p> <p><u>(3) 受入市町村は、初動期に市、県及び防災関係機関等と協力し、女性の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施するものとし、「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。</u></p> <p><u>(4) 避難所の運営は、初動期においては、受入市町村が行う。市は、できるだけ早期に避難所への職員の配置等必要な体制を整え、受入市町村及び県と協議の上、これを引き継ぐものとする。また、運営に際しては、町内会や自主防災組織、避難者の協力を得て行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 受入市町村は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、市と協議の上、市にこれを引き継ぐ。</u></p> <p><u>(6) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるとともに、避難が長期化する場合には、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策等に留意する。</u></p> <p><u>(7) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に十分配慮する。</u></p> <p><u>(8) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉避難所の開設、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</u></p>	<p>内閣府による基本的な考え方の反映</p> <p>番号繰下げ 県計画修正の反映</p> <p>県計画修正の反映</p>

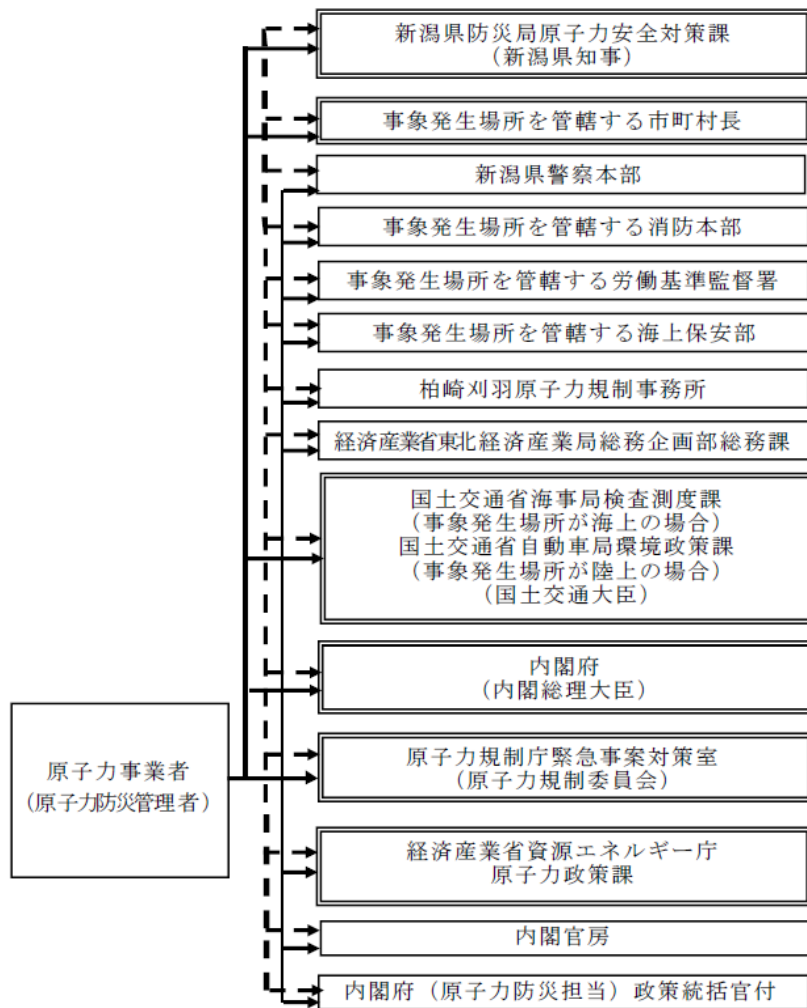
修正前	修正後	修正理由
<p>11 避難者及び屋内退避者の生活支援 (略)</p> <p>12 市の業務継続に係る措置 (1) (略) (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策を<u>はじめ</u>として、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。</p> <p>13 原子力被災者生活支援チームとの連携 国は、<u>原子力発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として</u>、原子力被災者生活支援チームを設置する。 市及び県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、以下の事項について総合的かつ迅速に取り組むものとする。 ア～キ (略)</p> <p>14 避難・屋内退避の解除 (略)</p> <p>第7節 治安の確保 1 (略)</p>	<p>(9) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、必要に応じ、避難所における家庭動物のための保護場所の確保に努める。</p> <p>(10) 市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(11) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に<u>鑑み</u>、必要に応じて、避難者の二次的な避難施設として、旅館やホテル等への避難を検討する。</p> <p>(12) <u>市は、受入市町村と連携し、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>12 避難者及び屋内退避者の生活支援 (略)</p> <p>13 市の業務継続に係る措置 (1) (略) (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策を<u>始</u>めとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。</p> <p>14 原子力被災者生活支援チームとの連携 国は、<u>段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため</u>、原子力被災者生活支援チームを設置する。 市及び県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、以下の事項について総合的かつ迅速に取り組むものとする。 ア～キ (略)</p> <p>15 避難・屋内退避の解除 (略)</p> <p>第7節 治安の確保 1 (略)</p>	<p>文字の修正 防災基本計画修正の反映</p> <p>番号繰下げ</p> <p>番号繰下げ</p> <p>文字の修正</p> <p>番号繰下げ 文言の整理</p> <p>番号繰下げ</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>2 警戒区域の設定等</p> <p>(1) 市は、必要があると認められる場合は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>また、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市に当該区域の設定を指示する。</p> <p>3 警戒区域への立入制限措置</p> <p>(1) 県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立ち入りを制限、もしくは禁止する措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第8節 原子力災害医療の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 原子力災害医療活動の実施</p> <p>原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。</p> <p><u>なお、原子力災害医療協力機関の登録及び原子力災害拠点病院の指定により、十分な原子力災害医療体制が確保されるまでは、従来の医療体制（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関）も維持されるものとする。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 高度被ばく医療 原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。</p> <p>(4) 要配慮者等への配慮</p>	<p>2 警戒区域の設定等</p> <p>(1) 市は、必要があると認められる場合は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>また、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市に当該区域の設定を指示する。</p> <p>3 警戒区域への立入制限措置</p> <p>(1) 県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第8節 原子力災害医療の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 原子力災害医療活動の実施</p> <p>原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 高度被ばく医療 原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく傷病者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。</p> <p>(4) 要配慮者等への配慮</p>	<p>文字の修正</p> <p>文字の修正 文字の修正</p> <p>県の施策の進展に伴う反映</p> <p>防災基本計画の反映</p>

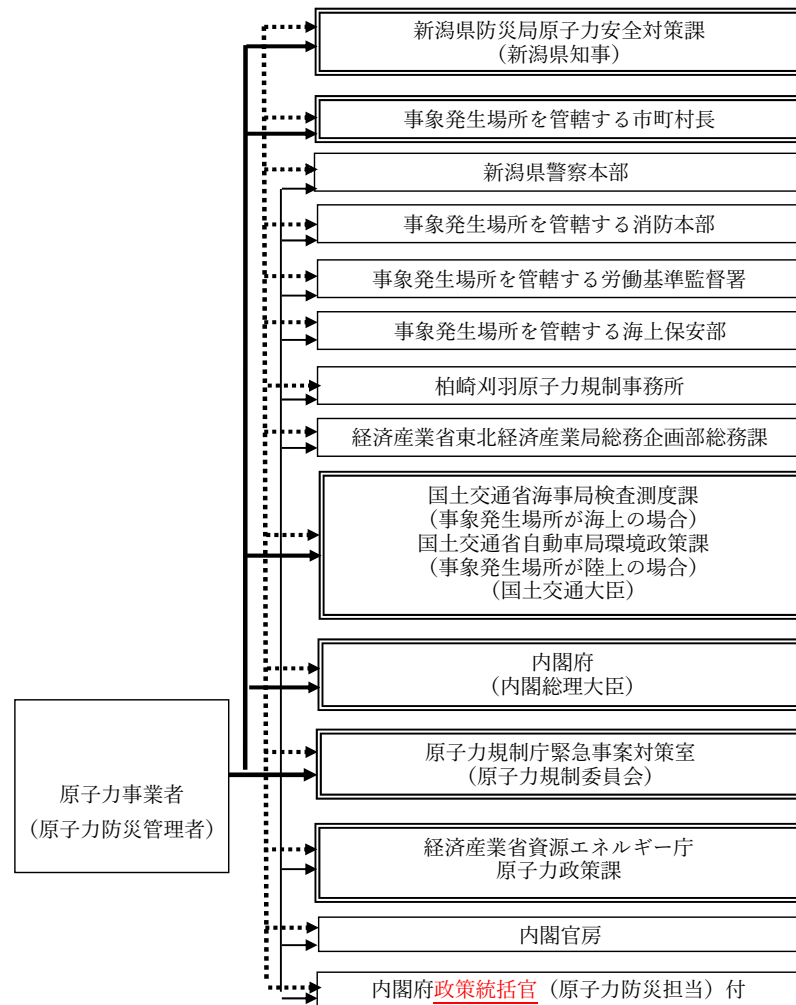
修正前	修正後	修正理由
<p>県は、原子力災害医療の実施に関して、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮する。</p> <p>5 安定ヨウ素剤の予服用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示 市及び県は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。 ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師等の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続ききによって配布するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第9節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査の実施</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または、必要と認めるときは、飲食物の検査を実施し、市はこれに協力する。</p> <p>3 飲料水、飲食物の摂取制限の実施</p>	<p>県は、原子力災害医療の実施に関して、高齢者、障害<u>がい</u>者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮する。</p> <p>5 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示 市及び県は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。 ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師等の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査の実施</p> <p>県は、国からの指示及び要請に基づき、又は、必要と認めるときは、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施し、市はこれに協力する。</p> <p>3 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p><u>(1) 放射性物質が放出された後に、国は、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう県及び市に指示することとされている。</u></p> <p><u>(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示するものとされている。</u></p>	<p>文言の統一</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>原子力災害対策指針の反映 文字の修正</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>文字の修正 防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>県は、国の指示及び要請や放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置及びこれらの解除を実施するよう市に指示し、市はこれを実施する。</p> <p>また、県及び市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起を実施する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 輸送体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空路による輸送</p> <p>ア 市は、発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への空路による輸送が必要な場合、県に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。県は、放射性物質の影響を踏まえた上で、消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプター等により、災害応急対策要員、医療従事者、緊急時モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送する。</p> <p>イ 県は、特に必要と認める場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>ウ 市は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行い、県は、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第11節 救助・救急及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>第12節 防災業務関係者防護対策</p> <p>1 方針</p>	<p>(3) 県は、国の指示及び要請並びに放射性核種濃度測定調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施するよう市に指示し、市はこれを実施する。</p> <p>また、県及び市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起を実施する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 輸送体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空路による輸送</p> <p>ア 市は、発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への空路による輸送が必要な場合、県に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。県は、放射性物質の影響を踏まえた上で、消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプター等により、災害応急対策要員、医療従事者、モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送する。</p> <p>イ 県は、特に必要と認める場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>ウ 市は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行い、県は、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第11節 救助・救急及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>第12節 防災業務関係者防護対策</p> <p>1 方針</p>	<p>用語の統一</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>市は、県の協力のもと、災害応急対策及び災害復旧活動に係わる防災業務関係者の安全確保を図るため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。</p> <p>第 13 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 消防機関の活動 (略)</p> <p>4 警察機関の活動 (略)</p> <p>5 海上保安部署の活動 (略)</p> <p>6 市及び県の活動 (略)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づく第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時) 【「<u>柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災計画</u>」から抜粋・要約】</p>	<p>市は、県の協力のもと、災害応急対策及び災害復旧活動に関わる防災業務関係者の安全確保を図るため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。</p> <p>第 13 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 国の活動</p> <p><u>国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。</u></p> <p>4 消防機関の活動 (略)</p> <p>5 警察機関の活動 (略)</p> <p>6 海上保安部署の活動 (略)</p> <p>7 市及び県の活動 (略)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づく第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時) 【<u>新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）</u>から抜粋】</p>	<p>文字の修正</p> <p>原子力災害対策指針改正の反映</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>番号の繰下げ</p> <p>記載の適正化</p>



- 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- 電話によるファクシミリ着信の確認
- ファクシミリによる送信
- 電話等による連絡



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡

第4章 複合災害対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営 (略)</p> <p>第2節 複合災害時における応急対策 1～2 (略)</p> <p>3 緊急時モニタリング</p> <p>県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行うこととし、市はこれに協力する。</p> <p>(1) 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。</p> <p>また、県は、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることとも考える。</p> <p>なお、県は、その他防護措置の判断に必要なモニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。</p> <p>(2) 県は、道路の被災状況や要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、原子力規制委員会のモニタリング実施計画の作成に協力し、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(3) 県は、要員やモニタリング資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、緊急時モニタリングセンター長に国の動員計画による資機材の補充を要請するとともに、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 避難・屋内退避等の防護措置</p> <p>(1) 避難・屋内退避等の対応方針</p>	<p>第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営 (略)</p> <p>第2節 複合災害時における応急対策 1～2 (略)</p> <p>3 緊急時モニタリング</p> <p>県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行うこととし、市はこれに協力する。</p> <p>(1) 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。</p> <p>また、県は、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。</p> <p>なお、県は、その他防護措置の判断に必要な緊急時モニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。</p> <p>(2) 県は、道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、原子力規制委員会の緊急時モニタリング実施計画の作成に協力し、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、緊急時モニタリングセンター長に国の動員計画による資機材の補充を要請するとともに、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 避難・屋内退避等の防護措置</p> <p>(1) 避難・屋内退避等実施に係る防護活動</p>	<p>用語の統一 文言の整理</p> <p>用語の統一</p> <p>用語の統一</p> <p>記載の適正化</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を原則としつつも、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とし、大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、住民等に対して、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとるよう指示し、また、国及び県が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、避難を指示するなど、独自の判断で適切に対応する。</p> <p>なお、県は、大規模自然災害時の広域避難に<u>あ</u>たっては、市町村並びに関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難手段等について、市に示す。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 避難誘導時の配慮</p> <p>ア 市は、大規模自然災害等による家屋等の倒壊や道路損壊などによる事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導に<u>あ</u>たり十分注意する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 避難所等の運営</p> <p>(略)</p> <p>6 原子力災害医療の実施</p> <p>(略)</p> <p>7 緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>8 救助・救急及び消火活動</p> <p>(略)</p>	<p>ア 市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を原則としつつも、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とし、大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、住民等に対して、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとるよう指示し、また、国及び県が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、避難を指示するなど、独自の判断で適切に対応する。</p> <p>なお、県は、大規模自然災害時の広域避難に<u>当</u>たっては、市町村並びに関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難手段等について、市に示す。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 避難誘導時の配慮</p> <p>ア 市は、大規模自然災害等による家屋等の倒壊や道路損壊などによる事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導に<u>当</u>たり十分注意する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 避難所等の運営</p> <p>(略)</p> <p>6 原子力災害医療の実施</p> <p>(略)</p> <p>7 緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>8 救助・救急及び消火活動</p> <p>(略)</p>	<p>文字の修正</p> <p>文字の修正</p>

第5章 災害中長期対策

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 (略)</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p> <p>第4節 放射性物質による汚染の除去等 (略)</p> <p>第5節 各種制限措置の解除 市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (略)</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 (略)</p> <p>第8節 心身の健康相談体制の整備 (略)</p> <p>第9節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>第10節 風評被害等の影響の軽減 市は、国及び県、防災関係機関をはじめ、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減</p>	<p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 (略)</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p> <p>第4節 放射性物質による汚染の除去等 (略)</p> <p>第5節 各種制限措置の解除 市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (略)</p> <p>第7節 災害記録等の作成 (略)</p> <p>第8節 心身の健康相談体制の整備 (略)</p> <p>第9節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>第10節 風評被害等の影響の軽減 市は、国及び県、防災関係機関を始め、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減す</p>	<p>防災基本計画の反映 文字の修正</p> <p>県計画との整合</p> <p>文字の修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>するため、科学的根拠に基づく放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。</p> <p>第11節 被災中小企業等に対する支援 (略)</p> <p>第12節 物価の監視 (略)</p> <p>第13節 原子力事業者への要請 (略)</p>	<p>るため、科学的根拠に基づく放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。</p> <p>第11節 被災中小企業等に対する支援 (略)</p> <p>第12節 物価の監視 (略)</p> <p>第13節 原子力事業者への要請 (略)</p>	